資料編

1 策定体制

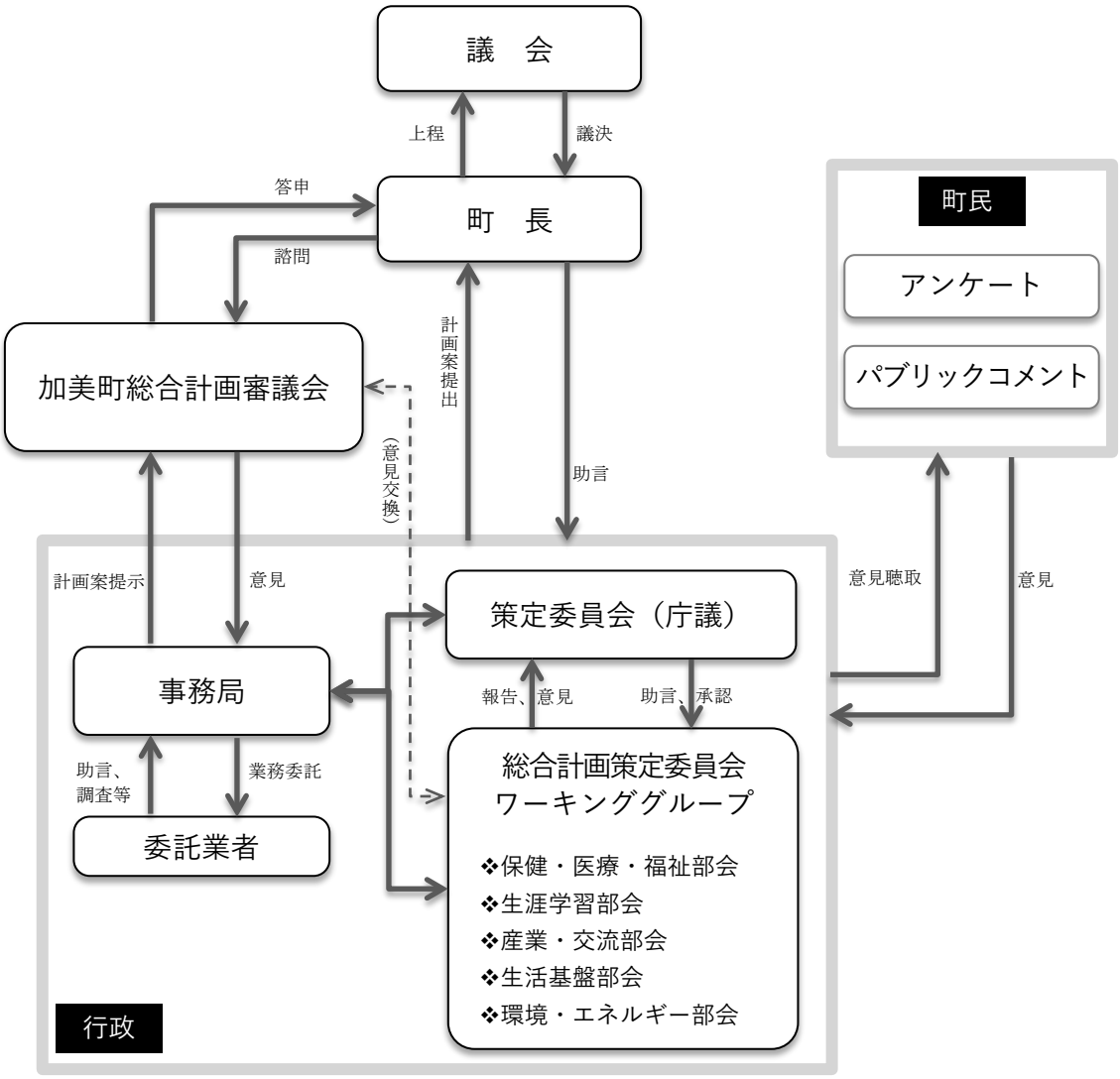
議　会
上程
議決
答申
町　長
諮問
加美町総合計画審議会
計画案提出
（意見交換）
助言
町民
アンケート
パブリックコメント
計画案提示
意見
策定委員会（庁議）
意見聴取
意見
事務局
報告、意見
助言、承認
助言、
調査等
業務委託
委託業者
総合計画策定委員会
ワーキンググループ
❖保健・医療・福祉部会
❖生涯学習部会
❖産業・交流部会
❖生活基盤部会
❖環境・エネルギー部会
行政

2 策定経緯

時　期	会議等	主な内容
令和 6 年 3 月 26 日	第 1 回加美町総合計画審議会	・委嘱状交付 ・会長、部会長選出 ・総合計画の策定について
5 月 31 日 ～6 月 14 日	町民アンケートを実施 （3 種類同時）	・「第３次総合計画」策定に係るもの ・「第三次加美町男女共同参画プラン」策定に係るもの ・「地域公共交通計画」策定に係るもの
6 月 12 日	第 1 回加美町総合計画策定ワーキンググループ会議 （庁内）	・加美町総合計画の策定について ・ワーキンググループの進め方について ・部会長、副部会長の選任 （全 5 部会）
6 月 4 日 ～6 月 24 日	第 2 期計画の施策実施状況調査票の配布、各課記入	・調査対象：33 部署、399 施策
7 月 1 日 2 日、3 日 8 日、10 日	各課ヒアリング（33 部署）	・施策実施状況調査回答票の内容等について各課にヒアリング
7 月 10 日	町長インタビュー	・重点施策や将来像等について （出席者：町長、企画財政課、委託業者）
7 月 23 日	第 2 回加美町総合計画策定ワーキンググループ会議 （庁内）	・町民アンケート調査結果について ・施策実施状況調査結果概要について ・加美町の基本的な課題の整理（素案）について
7 月 30 日	第 2 回加美町総合計画審議会	・第１回審議会後の経緯 ・町民アンケート調査結果について ・加美町の基本的な課題の整理（素案）について
8 月 1 日 ～8 月 19 日	審議会委員への書面照会による意見聴取	・社会潮流について ・加美町の現況について ・基本的な課題（素案）について ・その他 ※15 名の委員から意見提出あり
9 月 25 日 ～27 日	職員ワーキンググループ各部会による検討（庁内） ・9 月 25 日､26 日 ：生活基盤部会 ・9 月 26 日 ：保健・医療・福祉部会 ：環境・エネルギー部会 ・9 月 27 日 ：生涯学習部会 ：産業交流部会	・基本計画素案（たたき台）について ・審議会委員意見一覧

時　期	会議等	主な内容
10 月 11 日 ～16 日	職員ワーキンググループ員による第 3 回ワーキンググループ会議資料の確認	・基本計画素案 ・基本構想素案（たたき台）
10 月 17 日 13:00～14:20	第 3 回ワーキンググループ会議【保健・医療・福祉部会】（庁内） ※審議会委員 8 名参加	・基本計画（素案）の検討について ・基本構想（素案）の検討について
10 月 17 日 14:30～16:20	第 3 回ワーキンググループ会議【生涯学習部会】（庁内） ※審議会委員 10 名参加	同上
10 月 18 日 9:00～10:35	第 3 回ワーキンググループ会議【産業・交流部会】（庁内） ※審議会委員 5 名参加	同上
10 月 18 日 10:45～12:10	第 3 回ワーキンググループ会議【生活基盤部会】（庁内） ※審議会委員 5 名参加	同上
10 月 18 日 13:30～15:05	第 3 回ワーキンググループ会議【環境・エネルギー部会】（庁内） ※審議会委員 5 名参加	同上
11 月 6 日	町長説明	・これまでの経緯の説明 ・基本理念、将来像等について ・基本構想（素案）、基本計画（素案）について
11 月 15 日	議会全員協議会	・策定状況 ・基本構想・基本計画素案の説明
11 月 29 日	第 3 回加美町総合計画審議会	・これまでの経緯 ・基本構想（素案）について ・基本計画（素案）について ・今後の予定
令和 7 年 1 月 16 日	庁議	・これまでの経緯 ・基本構想（素案）について ・基本計画（素案）について ・今後の予定
1 月 17 日 ～2 月 17 日	パブリックコメント	・意見提出人数：4 人 ・提出件数：基本構想 2 件、基本計画 6 件
1 月 21 日	議会全員協議会	・新町建設計画について ・これまでの経緯 ・基本構想（素案）の変更点の説明
1 月 24 日～	実施計画（予定施策・事業）の各課照会	・実施計画に搭載する事業の整理

時　期	会議等	主な内容
2 月 13 日	新町建設計画（案）の県協議	・県からの指摘事項の一部を総合計画に反映
3 月 4 日	第 4 回加美町総合計画審議会	・これまでの経緯 ・パブリックコメント結果について ・第三次加美町総合計画（案）
3 月 13 日	答申手交式	・審議会委員長から町長へ答申
3 月 28 日	臨時議会	・第三次加美町総合計画の上程、議決

加美町総合計画審議会

ワーキンググループ会議（審議会委員参加）

3 会議体

(1) 加美町総合計画審議会

①条例

○加美町総合計画審議会条例

平成16年３月12日
条例第４号
改正　平成29年２月21日条例第３号

（設置）
第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、加美町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　審議会は、町長の諮問に応じ、町総合計画並びに町長が必要と認める地域開発に関する重要事項について調査及び審議する。
２　審議会は、前項に規定する重要事項に関し町長に意見を述べることができる。
（組織等）
第３条　審議会は、委員30人以内をもって組織する。
２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1)　学識経験を有する者
(2)　公共的団体の役員又は職員
(3)　一般住民
３　委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
（会長及び副会長）
第４条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によって定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
（会議）
第５条　審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。
（部会）
第６条　審議会は、必要があると認めたときは部会を設け、特定事項の調査及び審議を付託することができる。
２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長及び副部会長１人を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
４　部会長は、部会の事務を統括する。
５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
６　前条の規定は、部会に準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。
（庶務）
第７条　審議会の庶務は、企画財政課において所掌する。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成29年２月21日条例第３号）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

②委員名簿

区　分	氏　名	所　属	備　考
第３条第２項第１号 学識経験を有する者	平岡　善浩	宮城大学事業構想学群　教授	会長
	野村　清正	加美町教育委員会　教育委員	
	杉村　昭宏	加美町農業委員会　農業委員	
	小山　元子	前加美町代表監査委員	副会長
	牧野　周	東北大学　名誉教授	
第３条第２項第２号 公共的団体の 役員又は職員	後藤　利雄	加美よつば農業協同組合	
	松倉　裕樹	加美商工会	
	鈴木　潤	加美郡医師会	
	早坂　家一	加美町社会福祉協議会	
	佐藤　宮男	加美町区長会	
	早坂　こずえ	加美町スポーツ協会	
	渡邊　哲	加美町文化協会	
	本多　洋子	加美町婦人会	
	小林　貞子	加美町交通安全母の会連合会	
第３条第２項第３号 一般住民	佐々木　嘉昭	一般（町観光まちづくり協会）	
	髙橋　庸介	一般（中新田地区商店街にぎわいづくり委員会）	
	今野　英俊	一般（町ＰＴＡ連合会）	
	田中　草太	一般（子育て世帯）	
	小山　久美子	一般（子育て世帯）	
	松本　結依	一般（子育て世帯）	
	岸田　紗季	一般（町地域おこし協力隊 OG）	
	佐々木　奈緒美	一般（加美商工会女性部）	
	大沼　宏伸	一般（加美商工会青年部）	
	澁谷　とも子	一般（小規模保育施設）	
	今野　聖子	一般（町畜産公社）	
	近田　利樹	一般（農業法人 KAMIX）	
	伊藤　絵美	一般（中新田高卒業生）	
	伊藤　千紘	一般（中新田高卒業生）	
	早坂　龍柊	一般（中新田高卒業生）	
	宮野　謙	一般（中新田）	

③諮問書

令和６年３月２６日

加美町総合計画審議会
会長　平　岡　善　浩　　殿

加美町長　石　山　敬　貴

加美町基本計画の策定について（諮問）

加美町総合計画を策定するにあたり、加美町総合計画審議会条例第２条の規定により、第三次加美町総合計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

④答申書

令和７年３月１３日

加美町長　石　山　敬　貴　殿

加美町総合計画審議会
会長　平　岡　善　浩

加美町総合計画の策定について（答申）

令和６年３月２６日付けで貴職より諮問のありました「第三次加美町総合計画（案）」について、当審議会で審議を重ね、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本総合計画の推進にあたっては、次の事項に十分配慮され、協働によるまちづくりの推進により、まちづくりの基本理念「加美町は雄大な自然が生み出す景観と肥沃な耕土が育んだ食に恵まれた町」、「加美町は深い歴史が紡いだ文化と芸術が受け継がれるとともに、新しい未来が花開く町」、「加美町は熱い息吹が木霊する魅力と活力にあふれる人たちが暮らす町」に基づき、町の将来像「住民満足度１００パーセント、日本一の加美町」の実現に努められることを要望します。

記

第三次加美町総合計画は、加美町の将来像の実現に向けた施策の大綱を基本構想に掲げ、令和７年度から令和１６年度までの１０年間における施策展開の方向性を明らかにする計画です。

本審議会は、専門的な見地や町民としての視点をもとに審議を行いました。

加美町では、少子高齢化社会の進行や人口減少の加速化に対応するため、本計画で示した３つの施策の大綱である『雇用の創出』、『子育て支援の充実と教育力の向上』、『高齢者および弱者に対する福祉施策の充実』をキーワードに、町民、議会、町と関係人口との協働により各種事業の展開が図られることを大いに期待します。

１　総合計画全体について

本審議会に示された基本構想（案）及び基本計画（案）については、町民の生命・財産を守る責務と、安全・安心な地域をつくるという町の使命

を果たすため、基本理念で示しているまちづくりを推進する計画となっており、全般的に妥当であると評価します。

２　町民主体による「たのしく　げんきな　みんなのかみまち」を実現するまちづくりを行うこと

この町に住んで良かった、この町でこどもを育てたいと思える町を目指し、“住民満足度１００％、日本一の加美町”が実現できるよう、町民と行政が協働して、和と美のまちづくりを推進する必要があります。

人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるため、町内の子育て世代に住み続けてもらい、さらに町外から若者を呼び込むための新たな企業誘致による雇用の創出の確保と、関係人口を拡大させる観光施策の充実に努めてもらいたいことを期待します。

加えて、子どもや子育て世代に手厚い支援を行い、子育てを支える環境の整備や教育力の向上、子どもから高齢者まで健康で安心して住み続けられるよう一体的な福祉施策の充実を求めます。

３　計画を推進するにあたり留意すべきこと

本計画で記載された事業については、着実な推進に向けて取り組むとともに、町民の意見や施策の効果等を「計画（Plan）⇒実行（Do）⇒評価・検討（Study）⇒改善（Action）」というマネジメントサイクルで評価し、効率的かつ効果的な事業実施及び事業の適切な進行管理に努めて下さい。

４　その他

新たな総合計画については、広く町民に理解してもらうため、町広報紙、ホームページ、本計画のダイジェスト版を作成し全戸に配布する等、十分に周知を図ってください。

町民一人ひとりが関心を持ってまちづくりに参画できる環境を整え、町の将来像の実現に向けた町政運営を求めます。

加美町総合計画審議会

会　長	平　岡　善　浩	〔宮城大学事業構想学群教授〕
副会長	小　山　元　子	〔前加美町代表監査委員〕
委　員	牧　野　　周	〔東北大学名誉教授〕
委　員	野　村　清　正	〔加美町教育委員会教育委員〕
委　員	杉　村　昭　宏	〔加美町農業委員会農業委員〕
委　員	後　藤　利　雄	〔加美よつば農業協同組合〕
委　員	鈴　木　　潤	〔加美郡医師会〕
委　員	早　坂　家　一	〔加美町社会福祉協議会〕
委　員	佐　藤　宮　男	〔加美町区長会〕
委　員	早　坂　こずえ	〔加美町スポーツ協会〕
委　員	渡　邊　　哲	〔加美町文化協会〕
委　員	本　多　洋　子	〔加美町婦人会〕
委　員	小　林　貞　子	〔加美町交通安全母の会連合会〕
委　員	松　倉　裕　樹	〔加美町商工会〕
委　員	髙　橋　庸　介	〔中新田〕
委　員	佐々木　嘉　昭	〔中新田〕
委　員	今　野　英　俊	〔宮崎〕
委　員	田　中　草　太	〔中新田〕
委　員	小　山　久美子	〔小野田〕
委　員	松　本　結　依	〔小野田〕
委　員	岸　田　紗　季	〔小野田〕
委　員	佐々木　奈緒美	〔小野田〕
委　員	大　沼　宏　伸	〔小野田〕
委　員	澁　谷　とも子	〔小野田〕
委　員	今　野　聖　子	〔宮崎〕
委　員	近　田　利　樹	〔中新田〕
委　員	伊　藤　絵　美	〔中新田〕
委　員	伊　藤　千　紘	〔宮崎〕
委　員	早　坂　龍　柊	〔宮崎〕
委　員	宮　野　　謙	〔中新田〕

加美町総合計画審議会の経過

第 1 回加美町総合計画審議会
日　時：令和 6 年 3 月 26 日（火）午前 10 時 00 分～午前 11 時 50 分
場　所：小野田文化会館　小ホール
出席者：委員 27 名、町長、事務局 5 名
内　容：委嘱状の交付、会長・副会長の選任、諮問
議　事（1）加美町総合計画審議会会議運営要領（案）について
（2）加美町総合計画の策定について

第 2 回加美町総合計画審議会
日　時：令和 6 年 7 月 30 日（金）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分
場　所：中新田公民館　第 1、2 研修室
出席者：委員 24 名、事務局 5 名、総合計画策定委託業者 3 名
内　容：議　事（1）経過報告
（2）町民アンケート調査結果について
（3）加美町の基本的な課題の整理（素案）について

第 3 回加美町総合計画審議会
日　時：令和 6 年 11 月 29 日（金）午後 1 時 00 分～午後 4 時 00 分
場　所：中新田公民館　第 1、2 研修室
出席者：委員 23 名、事務局 3 名、総合計画策定委託業者 3 名
内　容：議　事（1）経過報告
（2）加美町総合計画基本構想（素案）について
（3）加美町総合計画基本計画（素案）について
（4）意見交換

第 4 回加美町総合計画審議会
日　時：令和 7 年 3 月 4 日（火）午後 1 時 00 分～午後２時 40 分
場　所：中新田公民館　ホール
出席者：委員 26 名、事務局 2 名、総合計画策定委託業者 3 名
内　容：議　事（1）経過報告
（2）パブリックコメント実施結果について
（3）第三次加美町総合計画（案）について

(2) 加美町総合計画策定委員会

①設置要綱

○加美町総合計画策定委員会等設置要綱

平成16年５月18日
告示第15号
改正　平成26年３月31日告示第20号
令和６年３月29日告示第37号

（目的及び設置）

第１条　加美町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、調査検討及び全庁的な合意形成を図ることを目的として、加美町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）、加美町総合計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び加美町総合計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　策定委員会は、総合計画の策定に関する事務を行う。

２　検討委員会は、総合計画の策定に関し必要な事項について調査・検討を行う。

３　ワーキンググループは、総合計画の策定に関し必要な事項について調査・研究し、総合計画の素案を作成する。

（組織等）

第３条　策定委員会は、別表１に掲げる職にある者をもって組織する。

２　検討委員会は、別表２に掲げる職にある者をもって組織する。

３　ワーキンググループは、検討委員会委員以外の職員から募集する。

４　ワーキンググループに、次の専門部会を置くこととする。

(1)　保健・医療・福祉部会
(2)　生涯学習部会
(3)　産業・交流部会
(4)　生活基盤部会
(5)　環境・エネルギー部会

（委員長等）

第４条　策定委員会及び検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　策定委員会の委員長は副町長、副委員長は教育長の職にある者をもって、これにあてる。

３　検討委員会の委員長は総務課長、副委員長は町民課長の職にある者をもって、これにあてる。

４　ワーキンググループの各部会に、部会長及び副部会長を置くものとし、部会員の互選により定める。

（会議）

第５条　策定委員会は、委員長が招集し、議長となる。

２　検討委員会は、委員長が招集し、議長となる。

３　ワーキンググループは、部会長が招集し、議長となる。

（事務局）

第６条　策定委員会及び検討委員会、ワーキンググループの事務局は企画財政課に置く。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、策定委員会に諮って決定する。

附　則

この告示は、平成16年７月１日から施行する。

附　則（平成26年３月31日告示第20号）

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月29日告示第37号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（別表１、別表２　省略）

4 用語解説

ＡＩ
(artificial intelligence: AI)いわゆる人工知能。人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間が行うように柔軟に任務を実行できる。

ＢＰＲ
「ビジネスプロセス・リエンジニアリング(Business Process Re-engineering)」の略称で、工程の観点から業務フローや組織構造、情報システムなどを再構築し、業務改革すること。

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）
英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。略して「ＤＶ（ディーブイ)」と言われることもある。日本では、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

ＩＣＴ
情報通信技術（Information and Communication Technology の略)。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視している。

ＩｏＴ
Internet of Thing の略。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

ＬＧＢＴＱ
性的少数者の総称。Ｌがレズビアン（女性の同性愛者)、Ｇがゲイ（男性の同性愛者)、Ｂがバイセクシュアル（両性愛者)、Ｔがトランスジェンダー（こころの性とからだの性との不一致)、Ｑがクエスチョニングまたはクィア（自分の性のあり方が分からない、決めていない人）の頭文字から作られた言葉。

ＮＰＯ
「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」(非営利組織・団体）の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。

ＰＰＰ／ＰＦＩ
PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。指定管理者制度や包括的民間委託、PFI（Private Finance Initiative）など、様々な方式がある。
PFI は、PFI 法に基づき、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

ＲＰＡ
パソコン操作を記憶させ自動的に動作させるためのソフトウェア。Robotic Process Automation（ロボティック プロセス オートメーション）の頭文字を取ったもの。

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）
誰ひとり取り残されることなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができるように、世界のさまざまな問題を整理し、解決に向けて具体的な目標を示したもの。2015 年に国連で採択され、国際社会は一致団結して、2030 年を目指してこの目標の達成に向け取り組むことを合意した。

ＳＮＳ

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトで、文字や写真、動画などの共有が可能。利用者間での繋がりや、発信された情報に対して相互に評価できる機能を有することが特徴。日本国内では、現在は LINE、X(旧 Twitter)、Instagram、Facebook 等のサービス利用者が多く、個人や団体、企業に加え、行政機関の利用が増えている。

ＶＵＣＡ（ブーカ）

Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った造語で、世界全体が極めて予測困難な状況に直面しているという 21 世紀の時代認識でもある。

あ行

空き家バンク

町のホームページ上に空き家物件情報を掲載し、「空き家を売りたい・貸したい」と考えている所有者（管理者）と「空き家を利用したい」という希望者との橋渡しをするもの。

住宅再建でお悩みの方の住まい確保、町外からの移住・定住者の促進、さらには企業の従業員確保対策にも活用してもらい、地域活性化を図るための制度。

アクセシビリティ

高齢の方や障害をもつ方などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。

アクティブシニア

元気で就労の意欲にあふれ、豊かな経験と知識を持った高齢者。

安定型最終処分場

有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物（安定型産業廃棄物）を、埋立処分することが認められている処分場のこと。

インバウンド

外国人が国内に訪れる旅行のこと。

インフラ

社会資本。道路や水道といったライフラインをはじめ、河川や鉄道、空港など、私たちの暮らしを支える施設のこと。社会資本は英語で言うとインフラストラクチャーで、略してインフラと呼ばれている。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

オーガニックビレッジ宣言

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のこと。

大崎耕土

2017 年に「持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝統的水管理システム」で、国際連合食料農業機関（FAO）から世界農業遺産に認定された。

大崎地域の伝統的で巧みな水管理によって支えられる水田農業の営みは、水田と水路、ため池、屋敷林（居久根）とともに、湿地生態系や農文化も育んでおり、「生きた遺産」として未来に伝えたい、素晴らしい農業システム。

オープンデータ
国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。
１．営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
２．機械判読に適したもの
３．無償で利用できるもの

か行

カーボンニュートラル
温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

外国語指導助手（ＡＬＴ）
ALT（Assistant Language Teacher）は主に学校、または教育委員会に配属される。日本人外国語担当教員の助手として外国語授業に携わり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事する。

書かない窓口
来庁者又は来庁予定者が行う手続きにおける各種申請書等への記入について、デジタル技術を用いて簡便化している窓口。

カリキュラム
教育課程。学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。

環境先進国
地球環境を守る・復活させることを目的に、国をあげて省エネ・再エネ・自然エネルギー利用などのエネルギー政策を行い、かつ、国民を上げて自然と環境について学び、環境保全を実行している国。ドイツ、スウェーデン等欧州の国が挙げられることが多い。

キャリア形成
個人が職業能力を作り上げていくこと、すなわち、関連した職務経験の連鎖を通して職業能力を形成していくこと。

グリーン・ツーリズム
農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

グローバル化
一般に、資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって、世界における経済的な結びつきが深まることを意味する。

公営企業会計
事業収入を主な財源として、独立採算の原則により特定の事業を経理する会計のこと。現金の収入支出のみを把握する一般会計と異なり、その企業活動を正確に把握するため、複式簿記を採用している。

公認陸上競技場
陸上競技の練習ならびに国内の競技会の運営が支障なく行われ、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設として認定された競技場。

こども食堂
地域住民等による民間発の取組として、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供し、家庭における共食が難しいこどもたちに共食の機会を提供する取組。

コミュニティビジネス
地域住民が主体となり、地域が抱える問題を、ビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を作り出し、地域を元気にする事業のこと。

さ行

サテライトオフィス
企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。インターネットを介して、遠く離れた会社のオフィスとも仕事を進められる。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された。

Ｊアラート
全国瞬時警報システム。弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達する。

ジェンダー平等
ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

指定管理者制度
公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、「住民サービスの向上と管理経費の削減」を図ることを目的とするもの。
公の施設の管理権限を指定管理者に委任し、条例の定めにより使用許可についても管理権限の一環として行わせることが可能。

集落支援員制度
地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施するもの。

小規模保育施設
地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するために、0～2 歳児までの子どもを、認可保育所より少ない、定員が 6 人以上 19 人以下の少人数で運営する施設。

情報リテラシー
情報機器の操作能力に加えて、情報を取り扱う上での理解、更には情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲のこと。

食育
生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

新型コロナウイルス感染症
重症急性呼吸器症候群コロナウイルス２（SARS-CoV2）による感染症。2020 年 1 月 30 日にＷＨＯにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が宣言され、2023 年 5 月 4 日に解除された。日本でも 2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症に移行した。ウイルスが変異するので、流行を繰り返す。

新興感染症
最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。SARS（重症急性呼吸器症候群）、鳥インフルエンザ等。

人生 100 年時代
平均寿命の伸びにより、100 歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという

考え方。英国のリンダ・グラットン教授が著書「ライフ・シフト」で提唱したのをきっかけに、長寿時代に向けて従来の社会制度や人生設計を見直そうという動きが広まった。日本では、政府主導で 2017 年 9 月に「人生 100 年時代構想会議」が始動し、教育の無償化や高齢者の雇用拡大などが検討されている。

森林経営管理制度
手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度。

ストックマネジメント
施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて,既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法。

スポーツツーリズム
スポーツを見に行くための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流など、スポーツに関わる様々な旅行のこと。

スマート農業
ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業のこと。

総合型地域スポーツクラブ
身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される。

た行

ダイバーシティ
多様性。異なる背景や特性を持つ個人が共存し、その違いを尊重し合うことを指す。性別・人種・年齢・障害の有無・性的指向・宗教・文化など、さまざまな面での多様性を含む。

脱炭素型ライフスタイル
気候変動への影響を小さくする持続可能なライフスタイル。再生可能エネルギーや移動手段だけでなく、食生活、衣類などの消費財の購入、製造、輸送、使用から廃棄までのあり方を見直し、脱炭素型の製品やサービスを利用していくことが、温室効果ガスを削減する持続可能なライフスタイルにつながる。

地域運営組織
地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。

地域おこし協力隊
都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR 等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。
隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね 1 年から 3 年。

治山・治水
治山とは、森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図ること。
治水とは、洪水から人や家、農地等を守り、人々が安心して暮らせるようにすること。

町民提案型まちづくり
町民が主役のまちづくりの推進と町民ニーズに合った公共サービスの提供を目指して、まちづくり活動団体等が企画・提案し、実施する事業について審査を行い、事業費の一部を町が支援する制度。

デジタル革命
AI（人工知能）を含めたデジタルテクノロジーを軸に社会システムが大きく変容し、日常における暮らしや、自己のあり方までも変え、再帰的にテクノロジーそれ自体も複雑性のもとでさらに新たなものへと変わっていくこと。

デジタル原則
我が国のデジタル改革、規制改革、行政改革に共通する「実現すべき改革の方向性」を５つの原則（①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス（機動的で柔軟なガバナンス）原則、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則）として示したもの。

デジタル人材
ＤＸの推進を担う多様な人材の総称。

デジタルデバイド
情報格差。インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

デマンド交通
予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。

テレワーク
ICT を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。Tele（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語。

電子申請サービス
現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするもの。

道路ストック
橋梁、トンネル、舗装、道路附属物（標識、照明、情報提供装置、横断歩道橋等）、道路のり面工・土工構造物（のり面、盛土、擁壁等）などのこと。

特殊詐欺
犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）のこと。

特例作物
町が毎年作成している「水田収益力強化ビジョン」の中で、町が振興し、作付拡大を図っている作物。
令和６年度の同ビジョンでは、ねぎ、たまねぎ、食用かんしょ(サツマイモ)、加工用野菜(加工用トマト含む)、西洋野菜(サボイ)等が位置づけられている。

な行

ニュースポーツ
20 世紀後半以降に新しく考案された、年齢や体力にかかわらず誰もが楽しめるスポーツ。一般的に、競い合うことよりも誰もが楽しめることに主眼があると言われている。

認定農業者
農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするもの。

ネイチャーポジティブ
自然再興。「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていくことを目指す。

農泊
農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。

は行

働き方改革
働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずるもの。

パブリックコメント
町が計画や条例を制定するときに、案の段階で町民のみなさんに情報を公表し、ご意見を伺い、寄せられた意見を十分考慮しながら計画等を定めるとともに、町の考え方を公表する手続きのこと。

ビジネスマッチング
売り上げアップや新規事業開拓のため、他の企業に対して商談機会を設ける場のこと。

ビッグデータ
デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、また、スマートフォンやセンサー等 IoT 関連機器の小型化・低コスト化による IoT の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。

フードドライブ
家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

フードパントリー
「食料庫」を意味する言葉で、集めた食品を直接個人へ配布（手渡し・郵送等）する仕組み及び活動のこと。

ブックスタート事業
すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときがもたれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験といっしょに、絵本を手渡す活動のこと。

プッシュ型配信
受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組み。

フレイル
要介護状態に至る前段階。身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

ペーパーレス化
電子化などによって紙の使用をなくすことを指す。特に、ビジネスにおいては、これまで紙で運用されていた文書・書類・資料などを電子化して活用し、業務効率化やコスト削減を図ること。

ベンチャー企業
革新的な技術・製品・サービスを開発し、イノベーションを生み出す企業であり、設立数年程度の若い企業。

ぼのぼの
1986 年の連載スタートから 35 年を超えた漫画作品。映画化・テレビアニメ放映・ゲーム化・各種書籍出版が行われ、今なお変わらぬ人気で、老若男女問わず愛されている。作者のいがらしみきお氏は、中新田出身。

ま行

マイナンバーカード
住民からの申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのプラスチック製のカード。カードのおもて面は顔写真付きの本人確認書類として利用できる。裏面にはマイナンバー（12 桁の番号）が記載され、法令または条例で定められた手続におけるマイナンバーの確認に利用できる。

みどりの食料システム戦略
持続可能な食料システムを構築するため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目的とした戦略。

メンタルヘルス
こころの健康状態。

や行

ＵＪＩターン
Ｕターンとは、地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。
Ｊターンとは、地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その後また故郷とは違う別の地方に移住して働くこと。
Ｉターンとは、生まれ育った故郷以外の地域に就職・移住すること。

ら行

ライフライン
日常生活に不可欠である電気・電話・ガス・水道などのネットワークシステムのこと。

ロボティクス
ロボットの設計・製作・制御を行う「ロボット工学」全般のこと。

わ行

ワークライフバランス
仕事と生活の調和のこと。

ワーケーション

英語の Work（仕事）と Vacation（休暇）の合成語。リゾート地や地方部など、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。あるいは休暇と併用し、旅先で業務を組み合わせる滞在のこと。仕事主体と休暇主体の２つの概念が存在する。

加美町公認キャラクター
かみ～ご

加美町総合計画

2025-2034

令和7年3月発行

発行／宮城県加美町
〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地
TEL：0229-63-3111（代表）　FAX：0229-63-2037
企画・編集・印刷：加美町役場 企画財政課